

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請)

第1条の2 法第8条第2項の申請書は、[様式第1号](#)によるものとする。

(平16規則16・追加)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第1条の3 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、[様式第1号の2](#)によるものとする。

(平23規則38・追加)

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第1条の4 省令第4条の4の2に規定する申請書は、[様式第1号の2の2](#)によるものとする。

(平23規則38・追加)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第1条の5 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、[様式第1号の2の3](#)によるものとする。

(平16規則16・追加、平23規則38・旧第1条の3繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設設置等許可証の交付)

第1条の6 総合事務所長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、[様式第1号の3](#)による許可証を交付するものとする。

(平13規則32・追加、平16規則16・旧第1条の2繰下・一部改正、平23規則38・旧第1条の4繰下・一部改正、平24規則42・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(一般廃棄物処理施設設置許可に係る軽微な変更等の届出)

第2条 省令第5条の4の2第1項に規定する届出書は、[様式第1号の4](#)によるものとする。

(平16規則16・全改)

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え)

第2条の2 総合事務所長は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(平16規則16・追加、平19規則1・平19規則22・平23規則38・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第2条の2の2 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、[様式第1号の4の2](#)によるものとする。

(平23規則38・追加)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

第2条の2の3 法第9条の2の4第1項の規定による認定は、[様式第1号の4の3](#)によるものとする。

(平23規則38・追加)

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

第2条の2の4 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書は、[様式第1号の4の4](#)によるものとする。

(平23規則38・追加)

(認定熱回収施設における熱回収に関する報告)

第2条の2の5 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書は、[様式第1号の4の5](#)によるものとする。

(平23規則38・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る届出)

第2条の3 法第9条の3第1項の規定による届出は、[様式第1号の5](#)によるものとする。

(平16規則16・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出)

第2条の4 省令第5条の8に規定する届出書は、[様式第1号の6](#)によるものとする。

(平16規則16・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る軽微な変更等の届出)

第2条の5 省令第5条の9の2第1項に規定する届出書は、[様式第1号の4](#)によるものとする。

(平16規則16・追加)

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第3条 法第8条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、総合事務所長に許可証の再交付を申請することができる。

2 [前項](#)の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、[様式第2号](#)による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

(平7規則36・全改、平16規則16・平19規則1・平23規則38・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに、許可証([第1号](#))に該当する場合にあっては、失った許可証)を総合事務所長に返納しなければならない。

(1) 許可証の再交付を受けた者が、失った許可証を発見したとき。

(2) 当該施設を廃止したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(平7規則36・全改、平19規則1・平23規則38・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第4条の2 総合事務所長は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、[様式第2号の2](#)による許可証を交付するものとする。

(平20規則37・追加、平23規則38・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第4条の3 総合事務所長は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、[様式第2号の3](#)による認可証を交付するものとする。

(平20規則37・追加、平23規則38・平25規則39・平30規則19・一部改正)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出)

第5条 法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、取り扱う法第2条第4項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)について政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等の含有の有無を変更した場合には、速やかに[様式第3号](#)による届出書を知事に提出しなければならない。

(平19規則1・全改、平29規則45・一部改正)

(産業廃棄物処理業等の許可証の書換え)

第5条の2 知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項又は[前条](#)の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(平19規則22・追加、平23規則38・一部改正)

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付の申請)

第6条 産業廃棄物処理業者又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 [前項](#)の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、[様式第4号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(平7規則36・旧第9条繰上・一部改正、平16規則16・平19規則1・一部改正)

(産業廃棄物処理業等の許可証の返納)

第7条 [第4条](#)の規定は、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者について準用する。この場合において、[同条第2号](#)中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と読み替えるものとする。

(平7規則36・追加)

(産業廃棄物再生利用業の指定の申請等)

第8条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。)を受けようとする者は、[様式第5号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、[前項](#)の指定の申請が、知事が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、産業廃棄物再生利用業の指定をしてはならない。

3 産業廃棄物再生利用業の指定には期限を付し、又は生活の環境保全上必要な条件を付することができる。

4 知事は、産業廃棄物再生利用業の指定をしたときは、[様式第6号](#)による指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

5 産業廃棄物再生利用業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生利用業者」という。)は、当該指定を受けた事業の範囲の変更の指定を受けようとするときは、[様式第7号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

6 [第2項](#)及び[第3項](#)の規定は、[前項](#)の申請について準用する。

(平7規則36・旧第11条繰上・一部改正)

(産業廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第9条 産業廃棄物再生利用業者は、当該指定を受けた事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、[様式第8号](#)による届出書を知事に提出しなければならない。

2 産業廃棄物再生利用業者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、[様式第9号](#)による届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(3) 事務所又は事業場の所在地

(4) 再生利用の目的

(5) 再生利用の方法

(6) 取引関係

(7) 再生利用の用に供する施設に係る種類、数量、設置場所、能力、方式又は構造

(8) 申請者が法人である場合にあっては、法第14条第5項第2号ニに規定する役員

(9) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合にあっては、その法定代理人

(10) 申請者に政令第6条の10で定める使用人がある場合にあっては、当該使用人

3 [第2条の2](#)の規定は、[前2項](#)の届出により指定証の書換えを必要とする場合について準用する。この場合において、[同条](#)中「許可証」とあるのは「指定証」と読み替えるものとする。

(平7規則36・旧第12条繰上・一部改正、平16規則16・平19規則1・一部改正)

(指定証の再交付の申請)

第10条 産業廃棄物再生利用業者は、指定証を破り、汚し、又は失ったときは、指定証の再交付を知事に申請することができる。

2 [前項](#)の規定により指定証の再交付を申請しようとする者は、[様式第10号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(平7規則36・旧第13条繰上・一部改正)

(指定の取消し等)

第11条 知事は、産業廃棄物再生利用業者が、法、政令、省令若しくはこの規則又はこれらの法令に基づく処分に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平7規則36・旧第14条繰上・一部改正)

(指定証の返納)

第12条 [第4条](#)の規定は、産業廃棄物再生利用業者について準用する。この場合において、[同条](#)中「許可証」とあるのは「指定証」と、[同条第2号](#)中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と、[同条第3号](#)中「許可」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

(平7規則36・追加)

(産業廃棄物処理施設設置許可に係る許可証の書換え)

第13条 [第2条の2](#)の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出について準用する。

(平16規則16・全改、平23規則38・一部改正)

(産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第14条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 [前項](#)の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、[様式第2号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(平7規則36・追加)

(産業廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第15条 [第4条](#)の規定は、産業廃棄物処理施設設置者について準用する。

(平7規則36・全改)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等)

第15条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、[様式第10号の2](#)によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書(以下「受理書」という。)は、[様式第10号の2の2](#)によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による変更等の届出は、[様式第10号の2の3](#)によるものとする。

(平16規則16・追加、平23規則38・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の書換え)

第15条の3 知事は、省令第12条の7の17第5項の規定による届出により受理書の書換えを必要とする場合には、当該受理書を書換えて交付するものとする。

(平16規則16・追加、平23規則38・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る受理書の再交付の申請)

第15条の4 受理書の交付を受けた者は、受理書を破り、汚し、又は失ったときは、知事に受理書の再交付を申請することができる。

2 [前項](#)の規定により受理書の再交付を申請しようとする者は、[様式第10号の2の4](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(平16規則16・追加)

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第15条の5 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可をしたときは、[様式第10号の2の5](#)による許可証を交付するものとする。

(平20規則37・追加)

(産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付)

第15条の6 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可をしたときは、[様式第10号の2の6](#)による認可証を交付するものとする。

(平20規則37・追加)

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、変更し、又は解任した日から30日以内に、[様式第10号の2の7](#)による報告書を総合事務所長に提出するものとする。

2 法第12条第13項に規定する事業者であって次に掲げるものは、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間のそれぞれの事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに、同項において準用する法第7条第15項に規定する帳簿の写し(埋立処分以外の処理を行った場合にあつては、[様式第10号の3](#)による報告書)を総合事務所長に提出するものとする。

(1) 法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者

(2) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の埋立処分を行う事業者

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに[様式第10号の4](#)による報告書を総合事務所長に提出するものとする。ただし、他人にその処理を委託する特別管理産業廃棄物については、この限りでない。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬(積替え又は保管のための施設に係るものに限る。)又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに[様式第10号の5](#)による報告書を総合事務所長(所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事)に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であつて、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

(平13規則32・全改、平16規則16・平19規則1・平20規則37・平23規則38・平25規則4・平25規則39・平30規則19・平31規則31・一部改正)

(最終処分場の届出台帳の閲覧)

第17条 法第19条の12第3項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、[様式第11号](#)により行うものとする。

(平7規則36・全改、平13規則32・平19規則1・平30規則37・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第18条 政令第17条第1項に規定する申請書は、[様式第12号](#)によるものとする。

(平7規則36・全改、平13規則32・平19規則1・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第19条 政令第19条に規定する登録証明書(以下単に「登録証明書」という。)は、[様式第13号](#)によるものとする。

(平7規則36・追加、平13規則32・平19規則1・一部改正)

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第20条 政令第20条の規定による届出は、[様式第14号](#)により行うものとする。

2 [第2条の2](#)の規定は、[前項](#)の届出により登録証明書の書換えを必要とする場合について準用する。

(平7規則36・追加、平13規則32・平19規則1・一部改正)

(廃棄物再生事業者の休廃止等の届出)  
第21条 政令第21条の規定による届出は、[様式第15号](#)によるものとする。  
(平7規則36・追加、平13規則32・平19規則1・一部改正)

(登録証明書の再交付の申請)  
第22条 法第20条の2第1項の登録を受けた者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、登録証明書を破り、汚し、又は失ったときは、知事に登録証明書の再交付を申請することができる。  
2 [前項](#)の規定により登録証明書の再交付を申請しようとする者は、[様式第16号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(平7規則36・追加)  
(登録証明書の返納)  
第23条 [第4条](#)の規定は、登録廃棄物再生事業者について準用する。この場合において、[同条](#)中「許可証」とあるのは「登録証明書」と、[同条第2号](#)中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と、[同条第3号](#)中「許可」とあるのは「登録」と読み替えるものとする。  
(平7規則36・追加)

(書類の提出等)  
第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2部とし、所管の総合事務所長がある場合にあつては、当該総合事務所長に提出しなければならない。  
(平7規則36・旧第19条繰下・一部改正、平18規則17・平25規則39・平30規則19・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)  
1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。  
(清掃法施行細則の廃止)  
2 清掃法施行細則(昭和29年7月鳥取県規則第35号)は、廃止する。  
(経過措置)  
3 この規則の施行の際現に産業廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、この規則の規定により産業廃棄物再生利用業の指定を受けている者とみなす。  
4 この規則の施行の際現に交付を受けている産業廃棄物処理業の許可証又は産業廃棄物再生利用業の指定証は、この規則の規定による産業廃棄物処理業の許可証又は産業廃棄物再生利用業の指定証とみなす。  
5 この規則の施行の際現に知事に提出されている申請書、届出書その他の書類は、この規則の相当規定により提出されている申請書、届出書その他の書類とみなす。

#### 附 則(平成7年規則第36号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。  
2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によつてした申請書、届出その他の手続は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によつてしたものとみなす。

#### 附 則(平成13年規則第32号)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する様式による申請書、届出書又は請求書については、当分の間、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する様式による申請書、届出書又は請求書とみなす。

#### 附 則(平成16年規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成18年規則第17号)抄

##### (施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成19年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成19年規則第22号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年規則第37号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年規則第38号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年規則第42号)抄

##### (施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成25年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成25年規則第39号)抄

##### (施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成29年規則第45号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年規則第19号)抄

##### (施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年規則第37号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成31年規則第31号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和元年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和2年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第1条の2関係\)](#)

(平16規則16・追加、令元規則25・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
 申請者 氏 名 ①  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		面積 埋立容量  m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>
* 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

* 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事	

	<p>一般廃棄物処理施設に関する事項</p> <p>その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</p>	
*災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
*埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
*一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		



## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該法人に当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	本 住	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記載すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記載すること。
- 4 \*印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる\*欄の記載については、それぞれに定める図面等を添付すること。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備の欄 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法の欄 処理系統図
- 5 \*印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 法定代理人の欄から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載欄に全ての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

様式第1号の2(第1条の3関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

職 氏 名 様

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

様式第1号の2の2(第1条の4関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

[様式第1号の2の3\(第1条の5関係\)](#)

(平16規則16・追加、平23規則38・旧様式第1号の2繰下・一部改正、令元規則25・一部改正)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
 申請者 氏 名 ㊟  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	面積	$m^2$	面積
埋立容量	$m^3$	埋立容量	$m^3$
	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			





様式第1号の3(第1条の6関係)

設置 一般廃棄物処理施設 変更 許可証			
		年 月 日	
住 所			
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 第9条第1項 の規定により、設置 変更 の許可を受 けた一般廃棄物処理施設であることを証する。			
職氏名			印
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び 処 理 す る 一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

[様式第1号の4\(第2条、第2条の5関係\)](#)

(平16規則16・追加、平25規則4・一部改正)

様式第1号の4(第2条、第2条の5関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る許可(届出)事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第9条の3第11項において準用する)第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 ⑩  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物処理施設 の名称	
一般廃棄物処理施設 の設置の場所	
一般廃棄物処理施設 の種類	
許可(届出)年月日	年 月 日
許可(届出)番号	
変更 等 の 内 容	変更等事項
	変 更 前
	変 更 後
変更(廃止・休止・再 開)年月日	年 月 日
変更(廃止・休止・再 開)の理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号の4の2(第2条の2の2関係)

熱回収施設設置者認定申請書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名

㊟

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	設備の位置、構造等の設置に関する計画	※
	設備の維持管理に関する計画	※
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画について  
熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図

- (2) 設備の維持管理に関する計画について

ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画

熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気

熱回収率を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画

- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

#### 添付書類

- 1 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- 2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- 3 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- 4 当該熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

様式第1号の4の3(第2条の2の3関係)

<p>熱回収施設設置者認定証</p>	
<p>番 号 年 月 日</p>	
<p>住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p>	
<p>職 氏 名 <input type="checkbox"/></p>	
認定の有効期限	年 月 日
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。</p>

[様式第1号の4の4\(第2条の2の4関係\)](#)  
(平23規則38・追加)

様式第1号の4の4(第2条の2の4関係)

熱回収施設休廃止等届出書

職 氏 名 様

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

年 月 日

住所

申請者 氏名   
〔法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	行わなくなった日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	廃止等の日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	※
	理由	
	変更の日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

添付書類

1 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

[様式第1号の4の5\(第2条の2の5関係\)](#)

(平23規則38・追加)

様式第1号の4の5(第2条の2の5関係)

熱回収報告書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

年 月 日

住所

申請者 氏名 

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年間の熱回収率	%

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

添付書類 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

[様式第1号の5\(第2条の3関係\)](#)

(平16規則16・追加、令元規則25・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第9条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地  
届出者 名 称 印  
代表者の氏名  
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		面積 埋立容量
* 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^2/時間$ $t/時間$ $m^2$ $m^3$
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

* 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事	

	<p>一般廃棄物処理施設に関する事項</p> <p>その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</p>	
*災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
*埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
*一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書で記載すること。

2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記載すること。

3 \*印の欄については、できる限り図面、表等を添付する等の方法により記載すること。ただし、次に掲げる欄の記載については、それぞれに定める図面等を添付すること。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備の欄 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法の欄 処理系統図

4 \*印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7で定める使用人の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載欄に全ての者を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

一般廃棄物処理施設変更届出書

職 氏 名 様

一般廃棄物処理施設に係る届出事項の変更をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地  
届出者 名 称 ㊦  
代表者の氏名  
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
受理番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	面積	$m^2$	面積 $m^2$
埋立容量	$m^3$	埋立容量 $m^3$	
	*一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	*一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
変更のための工事の着工予定年月日		年 月 日	
変更後の使用開始予定年月日		年 月 日	

注1 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記載すること。この場合において、当該施設がごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書で記載すること。

- 2 \*印の欄については、できる限り図面、表等を添付する方法等により記載すること。ただし、次に掲げる場合の記載については、該当する箇所にそれぞれに定める図面等を添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設設置届出書(以下「届出書」という。)に記載する一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合 変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 届出書に記載する排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合 変更後の処理系統図
  - (3) 届出書に記載する排ガス又は排水の量に変更がある場合 変更後の数値
  - (4) 届出書に記載する排ガスの性状に変更がある場合 大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 届出書に記載する放流水の水質に変更がある場合 し尿処理施設の場合にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等に係る変更後の数値、最終処分場の場合にあっては一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載するものとする。

様式第2号(第3条、第14条関係)

(平7規則36・全改、平13規則32・一部改正)

様式第2号(第3条、第14条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可証再交付申請書  
産業廃棄物

職氏名 様

一般廃棄物 処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に  
産業廃棄物

関する法律施行細則 第3条第1項 の規定により、次のとおり申請します。  
第14条第1項

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 ④  
〔法人にあつては名称及び代表〕  
者の氏名  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
再交付を受けようと する理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証(失った場合を除く。)

様式第2号の2(第4条の2関係)

<p>一般廃棄物処理施設 譲受け 許可証 借受け</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所 氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設 の 譲受け の許可を受けたことを証する。 借受け</p> <p style="text-align: right;">職氏名 <span style="float: right;">印</span></p>			
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
譲受け 借受け	の相手方の氏名及び住所		
譲 借 り り 受 受 け け る る  施 設	一般廃棄物処理施設の設 置場所		
	一般廃棄物処理施設の種 類		
	設置許可(届出)年月日及 び許可番号		

[様式第2号の3\(第4条の3関係\)](#)  
(平20規則37・追加)

様式第2号の3(第4条の3関係)

合 併 認 可 証		年 月 日
名称 住所 代表者の氏名		
名称 住所 代表者の氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設 の設置者である法人の <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">合併 分割</span> について認可したことを証する。		
職氏名		印
認 可 の 年 月 日		年 月 日
		認 可 番 号
		第 号
設 置 し て い る 施 設	設 置 場 所	
	種 類	
	認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
合併 分割 により当該一般廃棄物処理 施設を承継する法人の名称及び住 所並びに代表者の氏名		
合併 分割 の 方 法 及 び 条 件		

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

(平19規則1・全改、平29規則45・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

産業廃棄物処理業変更届出書

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等関係用)

職氏名 様

年 月 日付第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る取り扱う産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等の含有の有無を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

年 月 日

住所  
届出者 氏名 ⑩  
( 法人にあつては名称及び )  
代表者の氏名  
電話番号

変更した事項の内容	新	旧
変更の理由		

注1 この届出書は、変更後速やかに提出すること。

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 産業廃棄物処理業許可証
- 含有の有無を変更した石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る事業計画書、事業の用に供する施設の種類・構造等を明らかにする書類

[様式第4号\(第6条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

産業廃棄物処理業 許可証の再交付申請書  
特別管理産業廃棄物処理業

職氏名 様

産業廃棄物処理業 許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃  
特別管理産業廃棄物処理業  
に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 ㊟  
〔 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名  
電話番号

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号		
事業の 範囲	事業の種類	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付を受けようとする理由		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)許可証(失った場合を除く。)

[様式第5号\(第8条関係\)](#)

(平16規則16・全改、令元規則25・一部改正)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
 申請者 氏 名 印  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所の所在地		
事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設に係る種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設に係る方式、構造及び施設の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	再生活用業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該法人に当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株	出資の額	籍	
			本	所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「政令」という。)第6条の10で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	籍	
		本	所
		住	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)
- 6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 7 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

[様式第6号\(第8条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・一部改正)

様式第6号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては名称及び代表〕  
者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定により、次の  
とおり産業廃棄物再生利用業の指定をしたことを証する。

年 月 日

職氏名



指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別		
	取り扱う産業廃棄物の種類		
再生利用の方法			
取引関係			
指定の期限			
指定の条件			

[様式第7号\(第8条関係\)](#)

(平16規則16・全改、令元規則25・一部改正)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 ①  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用又は再生輸送の別	変 更 前	
		変 更 後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変 更 前	
		変 更 後	
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該法人に当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「政令」という。)第6条の10で定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

## 添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更後の取引関係を記載した書類
- 3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 変更後の再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 変更後の委託関係を記載した書類
- 6 住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法人にあっては、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)
- 7 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に係る住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 8 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、当該使用人に係る住民票の写し及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 9 産業廃棄物再生利用業指定証

## 様式第8号(第9条関係)

(平7規則36・全改、平13規則32・一部改正)

様式第8号(第9条関係)

産業廃棄物再生利用業廃止届出書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業の<sup>全部</sup><sub>一部</sub>を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名   
〔法人にあつては名称及び代表  
者の氏名〕  
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止した事業の範囲	
廃 止 の 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証

[様式第9号\(第9条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・平16規則16・令元規則25・一部改正)

様式第9号(第9条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 ㊟  
( 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名 )  
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 産業廃棄物再生利用業指定証
- 2 当該変更事項の内容を証する書類
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号ニに規定する役員、届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合に係る法定代理人又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10で定める使用人に係る変更である場合にあっては、当該変更に係る者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)

[様式第10号\(第10条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・一部改正)

様式第10号(第10条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

職氏名 様

産業廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
〔法人にあつては名称及び代表  
者の氏名〕  
電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類
再交付を受けようとする理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

産業廃棄物再生利用業指定証(失った場合を除く。)

様式第10号の2(第15条の2関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書

職 氏 名 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の許可を受けないで、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したい(非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理した)ので、法第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名   
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合に あつては、廃棄物の埋立処分の用に供 される場所の面積及び残余の埋立容量)	埋立面積	$m^3 / ( ) 時間$ $t / 日 ( ) 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ $m^2$
残余埋立容量		$m^3$
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込
		$m^3 / 日 \cdot 年$ $t / 日 \cdot 年$
		$m^3 / 日 \cdot 年$ $t / 日 \cdot 年$
		$m^3 / 日 \cdot 年$ $t / 日 \cdot 年$
		$m^3 / 日 \cdot 年$ $t / 日 \cdot 年$
		$m^3 / 日 \cdot 年$ $t / 日 \cdot 年$
	合 計	$m^3 / 日 \cdot 年$ $t / 日 \cdot 年$
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域(非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合)	時 期	
	地 域	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の受入開始(予定)日		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出は、届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに行うこと。

3 法第15条の2の5第2項の規定に基づく届出は、災害廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく行うこと。

4 産業廃棄物処理施設の種類のついては、貯水施設、植却施設、中和施設、最終処分場等の別を記



様式第10号の2の2(第15条の2関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書

住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表  
者の氏名)

年 月 日付けであなたから提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、この書を交付する。

年 月 日

職氏名 印

受 理 の 年 月 日		受理番号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号			
法第15条の2第4項の規定により法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件			
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域(非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合)	時期		
	地域		

[様式第10号の2の3\(第15条の2関係\)](#)

(平16規則16・追加、平23規則38・一部改正)

様式第10号の2の3(第15条の2関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する 変更 届出書  
廃止

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する届出書について、 当該記事  
当該届出  
項に変更があった  
に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以  
下「省令」という。)第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 ㊞  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

	変 更 後	変 更 前
変更又は廃止した事項の内容		
変 更 又 は 廃 止 の 理 由		
変 更 又 は 廃 止 の 年 月 日		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 記載欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 変更又は廃止した事項の内容の欄については、変更前及び変更後の内容を対比させて記載すること。

添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書
- 2 省令第12条の7の17第3項各号に掲げる書類に変更がある場合にあつては、当該書類

様式第10号の2の4(第15条の4関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書再交付申請書

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名   
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

受 理 の 年 月 日		受理番号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号			
再交付を受けようとする理由			

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する受理書(失った場合を除く。)

様式第10号の2の5(第15条の5関係)

産業廃棄物処理施設 譲受け 許可証 借受け			
年 月 日			
住所 氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の 規定により、産業廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたことを証する。			
職氏名			印
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
譲受け 借受け	の相手方の氏名及び住所		
譲 借 受 け る 施 設	産業廃棄物処理施設の設 置場所		
	産業廃棄物処理施設の種 類		
	設置許可(届出)年月日及 び許可番号		

様式第10号の2の6(第15条の6関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">合 併 認 可 証</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p>名称 住所 代表者の氏名</p> <p>名称 住所 代表者の氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者である法人の <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">合併 分割</span> について認可したことを証する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">職氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">印</span></p>			
認 可 の 年 月 日	年 月 日	認 可 番 号	第 号
設 置 し て い る 施 設	設 置 場 所		
	種 類		
	認可年月日及び認可番号	年 月 日	第 号
合併 分割 により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名			
合併 分割 の 方 法 及 び 条 件			

[様式第10号の2の7\(第16条関係\)](#)

(平13規則32・追加、平16規則16・旧様式第10号の2繰下、平20規則37・旧様式第10号の2の5繰下、平23規則38・一部改正)

様式第10号の2の7(第16条関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者 設置(変更・解任)報告書		年 月 日
職氏名	様	
	事業者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
特別管理産業廃棄物管理責任者を設置(変更・解任)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。		
事業場の名称		
事業場の所在地	電話番号	
(フリガナ) 特別管理産業廃棄物 管理責任者の職氏名	職名	氏 名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格		
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置、 変更又は解任の年月 日及びその理由	年 月 日 (事由)	
※事務処理欄 (記入しないこと)		

添付書類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17に規定する資格を有することを証する書類

様式第10号の3(第16条関係)

産業廃棄物処理実績報告書( 年度)

年 月 日

職氏名 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	電話番号							
	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量(単位 t/㎡)				処理後の産業廃棄物の処分量(単位 t/㎡)			
産業廃棄物処理施設の種類	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

注 1 前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。

2 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。

[様式第10号の4\(第16条関係\)](#)

(平13規則32・追加、平20規則37・一部改正)

様式第10号の4(第16条関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書( 年度)

年 月 日

職氏名 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の所在地		電話番号			
特別管理産業廃棄物の種類					
発 生		自家処理			
発生施設	発生量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量

注 1 この報告は、前年4月1日から3月31日までに処理した特別管理産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。単位はt又は㎡とすること。

2 特別管理産業廃棄物の種類ごとに報告書を作成すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

[様式第10号の5\(第16条関係\)](#)

(平31規則31・全改)



職 氏 名 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1 許可の種類	2 許可年月日		3 許可番号	
4 産業廃棄物の種類	5 処分方法	6 年間受入量及び処分量	7 鳥取県内から鳥取県内	8 鳥取県外から鳥取県内
			( )	( )
		受入		
		処分		
		受入		
		処分		
		受入		
		処分		
		受入		
		処分		
		受入		
		処分		
		受入		
		処分		

- 注 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。単位はt又はm<sup>3</sup>とすること。
- 2 5の欄は、許可を受けた処分方法(焼却、中和等)を具体的に記入すること。
- 3 7の欄は、鳥取県内の排出事業場から受託し、鳥取県内(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町を除く。)の処理施設で処分した量を記入すること。
- 4 8の欄は、鳥取県外の排出事業場から受託し、鳥取県内(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町を除く。)の処理施設で処分した量を排出事業場の所在する都道府県名を( )に記入した上で、都道府県ごとに記入すること。
- 5 廃棄物の処分の状況の詳細については、別紙に記入すること。

その2別紙

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書( 年度)

1 施設の種類				
2 施設の所在地				
3 処理月	4 産業廃棄物の種類	5 処分方法	6 受入量	7 処分量

中間処理後の産業廃棄物の処分の方法ごとの年間持出量

8 産業廃棄物の種類	9 年間持出量	10 持出先の処分の方法	
		処分方法	持出先(自社・委託)

- 注 1 この報告書は、産業廃棄物処分業実績報告書に記載した廃棄物の処分の状況について、施設の種類ごとに作成すること。単位はt又はm<sup>3</sup>とすること。
- 2 10の欄は、処分方法を具体的に記入するとともに、自社処分又は委託処分の別を記載すること。
- 3 1の欄から10の欄までの項目について、これらと同じ内容を記載した書類の写しを添付した場合は、記載を省略することができる。







様式第11号(第17条関係)

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

職氏名 様

一般廃棄物 最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
産業廃棄物  
第19条の12第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
請求者 氏 名   
〔法人にあつては名称及び代  
表者の氏名〕  
電話番号

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
設置者の氏名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕	
請求の理由又は利用目的	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

[様式第12号\(第18条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・平19規則1・一部改正)

様式第12号(第18条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名   
〔 法人にあつては名称及び代  
表者の氏名 〕  
電話番号

事務所の所在地		
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業内容		
事業の用に供する施設	種 類	
	数 量	
	構造、設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

[様式第13号\(第19条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・平19規則1・一部改正)

様式第13号(第19条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住 所

氏 名

( 法人にあつては名称及び代表  
者の氏名 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。

年 月 日

職氏名



登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃棄物の再生に係る事業内容	

[様式第14号\(第20条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・平19規則1・一部改正)

様式第14号(第20条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

職氏名 様

廃棄物再生事業者の登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 (印)  
(法人にあつては名称及び代表  
者の氏名)  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

当該変更事項の内容を証する書類

[様式第15号\(第21条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・平19規則1・一部改正)

様式第15号(第21条関係)

廃止  
廃棄物再生事業場 休止 届出書  
再開

職氏名 様

廃止  
廃棄物再生事業場の 休止 について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
再開  
第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所  
届出者 氏 名 ①  
( 法人にあつては名称及び代表 )  
者の氏名  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
廃止若しくは休 止又は再開の年 月日	年 月 日
廃止若しくは休 止又は再開の理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

[様式第16号\(第22条関係\)](#)

(平7規則36・全改、平13規則32・一部改正)

様式第16号(第22条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

職氏名 様

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名 ④  
〔法人にあつては名称及び代表〕  
者の氏名  
電話番号

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
再交付を受けようとする理由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

廃棄物再生事業者登録証明書(失った場合を除く。)